

新型コロナウイルス感染症の影響によりやむを得ず高等学校等に登校できず、オンラインを活用した学習指導を受けたことにより、その日数が指導要録上「出席停止・忌引き等の日数」として記録された場合、入学者選抜で不利益に取り扱われるのではないかと懸念や不安等が生じないよう、各高等学校等が作成する調査書の記入上の特例措置についてお知らせします。(新規)

3 文科高第 709 号
令和 3 年 10 月 1 日

各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会 教 育 長
各 都 道 府 県 知 事
高等学校を設置する学校設置会社を所轄
する構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の
認定を受けた各地方公共団体の長
各国公立大学長（大学院大学を除く）
独立行政法人大学入試センター理事長

殿

文部科学省高等教育局長
増 子 宏

現下の新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた令和 4 年度大学入学者
選抜における調査書の取扱いについて（通知）

令和 4 年度大学入学者選抜における新型コロナウイルス感染症対策に伴う試験実施上の配慮等のうち、調査書の取扱いについては、「令和 4 年度大学入学者選抜実施要項について」（令和 3 年 6 月 4 日付け 3 文科高第 284 号文部科学省高等教育局長通知）において「各大学は、新型コロナウイルス感染症の影響により出席日数、特別活動の記録、指導上参考となる諸事項の記載が少ないこと等をもって特定の入学志願者を不利益に取り扱うことがないようにする」としており、「出席日数」や「出席停止・忌引き等の日数」等の記載内容によって、特定の志願者を不利益に取り扱わないこととしています。

このことについて、生徒が新型コロナウイルス感染症の影響によりやむを得ず高等学校等に登校できず、オンラインを活用した学習指導を受けたことにより、その日数が指導要録上「出席停止・忌引き等の日数」として記録された場合、入学者選抜で不利益に取り扱われるのではないかと懸念や不安等が生じないよう、各高等学校等が作成する調査書の取扱いについて、下記のとおり取り扱うこととしますので、令和 4 年度大学入学者選抜の実施に当たって遺漏のないようお取り計らい願います。

本件につきまして、高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）を設置する各国公立大学におかれては設置する附属高等学校に対し、各都道府県・指

定都市教育委員会におかれては所管の高等学校及び域内の市区町村教育委員会等に対し、各都道府県知事におかれては所轄の高等学校に対し、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては認可した高等学校に対し、十分な周知をお願いします。

記

1 調査書を作成する高等学校等における取扱い

- (1) 今後、高等学校等において作成する調査書について、出欠の記録に関する記載事項のうち「出席停止・忌引き等の日数」は、記載をしないこと。「出席停止・忌引き等の日数」が推測できる「授業日数」も同様に記載しないこと。ただし、調査書作成に係るシステムの改修を要する場合や、既に調査書を作成し、志願者本人に発行している場合などで、新たな調査書の作成、発行に相当の負担が生じるなど、それが困難な場合には、従前の方法による調査書を作成、利用することもやむを得ないこと。
- (2) 別添の「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における指導要録の「出欠の記録」における記載事項の取扱いについて（通知）」（令和3年10月1日付け3文科初第1152号文部科学省初等中等教育局長通知）により、指導要録の「出欠の記録」の「備考欄」にオンラインを活用した特例の授業の参加日数を記載することとされたことを踏まえ、調査書の「出欠の記録」の「備考欄」にも同様に、オンラインを活用した特例の授業の参加日数について記載すること。

2 調査書を入学者選抜に活用する大学における取扱い

- (1) 大学においては、引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響により「出席日数」、「特別活動の記録」、「指導上参考となる諸事項」の記載が少ないこと等をもって特定の入学志願者を不利益に取り扱うことがないようにすること。
- (2) 上記1のとおり、それぞれの高等学校等や所在する地域の状況によって、調査書の記載方法が必ずしも統一されていないことが予想されることから、「授業日数」、「出席停止・忌引き等の日数」等の記載の有無によって、特定の入学志願者を不利益に取り扱うことがないようにすること。

【本件担当】

高等教育局大学振興課入試第三係 岡, 半井野
T E L : 03-5253-4111 (内線 4902)
F A X : 03-6734-3392
E-mail : gaknyusi@mext. go. jp

指導要録上、オンラインを活用した特例の授業を実施したことを、より明確にするため、「出欠の記録」の「備考」の記載事項の取扱いについてお知らせします。
(新規)

3 文科初第 1152 号
令和 3 年 10 月 1 日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国公立大学法人の長
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を
受けた各地方公共団体の長
殿

文部科学省初等中等教育局長

伯井 美徳

小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における指導要録の
「出欠の記録」における記載事項の取扱いについて（通知）

指導要録については、各設置者による様式の決定や各学校における指導要録の作成の参考となるよう、指導要録に記載する事項及び各学校における指導要録作成に当たっての配慮事項等について、「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）」（平成 31 年 3 月 29 日付け 30 文科初第 1845 号初等中等教育局長通知。以下「改善等通知」という。）においてお示ししたところです。

また、非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒について、一定の方法によるオンラインを活用した学習の指導（オンラインを活用した特例の授業）を実施したと校長が認める場合には、指導要録の「指導に関する記録」の別記（以下「別記」という。）として、非常時にオンラインを活用して実施した特例の授業等の記録について学年ごとに作成することを、「感染症や災害の発生等の非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒の学習指導について（通知）」（令和 3 年 2 月 19 日付け 2 文科初第 1733 号初等中等教育局長通知）においてお示ししたところです。

学校教育は教師と児童生徒との関わり合いや児童生徒同士の関わり合い等を通じて行われるものであり、上記通知における出欠の取扱いを変更するものではありませんが、指導要録上、オンラインを活用した特例の授業を実施したことを、より明確にするため、「出欠の記録」の「備考」の記載事項について下記のとおり取扱いとしま

したので、御配意の上、対応していただきますようお願いいたします。

本件につきまして、各都道府県教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対し、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対し、各都道府県知事及び小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては所轄の学校及び学校法人等に対し、附属学校を置く各国公立大学長におかれてはその管下の学校に対し、周知くださいますようお願いいたします。

なお、本日付で、高等学校入学者選抜について、「現下の新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた令和 4 年度高等学校入学者選抜等における調査書の取扱いについて（通知）」（令和 3 年 10 月 1 日付け 3 文科初第 1150 号初等中等教育局長通知）、大学入学者選抜について、「現下の新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた令和 4 年度大学入学者選抜における調査書の取扱いについて（通知）」（令和 3 年 10 月 1 日付け 3 文科高第 709 号高等教育局長通知）が発出されておりますことを申し添えます。

記

改善等通知の別紙 1 II 10 (6) 備考、別紙 2 II 9 (6) 備考及び別紙 3 II 7 (7) 備考について、別記に記載されたオンラインを活用した特例の授業の参加日数を転記すること。

〔参考 1〕「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）」（平成 31 年 3 月 29 日付け 30 文科初第 1845 号初等中等教育局長通知）

https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/1415169.htm

〔参考 2〕「感染症や災害の発生等の非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒の学習指導について（通知）」（令和 3 年 2 月 19 日付け 2 文科初第 1733 号初等中等教育局長通知）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/mext_00015.html

【本件連絡先】

初等中等教育局教育課程課教育課程企画室

TEL : 03-5253-4111 (内線 : 2369)

e-mail : kyokyo@mext.go.jp